

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和3年3月24日午前9時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名

2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり

1番 高橋 善一	2番 黒澤 ちよ子	3番 高橋 誠一
4番 峠田 一徳	5番 浅野 厚司	6番 渡部 基司
7番 本間 仁一	8番 安達 芳紀	9番 佐藤 一志
10番 小野 博	11番 渡沢 寿	12番 伊藤 圭一
13番 鈴木 正徳		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 大室 拓
同 上 事務局長補佐 山内 美穂
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎

4. 付議事件

日程第1		会議録署名委員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告について
日程第4	報第4号	南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第5号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6	確第1号	農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について
日程第7	議第12号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8	議第13号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第9	議第14号	非農地証明願に対する可否について
日程第10	議第15号	南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第11	議第16号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について
日程第12	議第17号	令和3年度南陽市農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書の提出について
日程第13	議第18号	令和3年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について
日程第14	承議第1号	事務局職員の任免について

5. 会議の要領

(開会：ときに午後1時30分)

議長（高橋会長）

令和3年3月18日付け南農委告示第3号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は13名全員であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

4番 峠田一徳委員、6番 渡部基司委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員

4番 峠田 一徳委員

6番 渡部 基司委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとするにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4報第4号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第4号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年3月2日付け農第1014号で、南陽市長から本委員会に対し、3月1日付けで7件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第4号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が31件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

1番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 外1筆 田 合計5,038㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人お亡くなりになった■■■■さんの相続人、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 外3筆 田 合計3,879㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

3番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 田 2,955㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

4番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 外2筆 畑 合計2,028㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

5番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 外10筆 畑 合計7,178㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

6番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 外12筆 田402㎡ 畑3,684㎡ 合計4,086㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

7番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 外4筆 田161㎡ 3,205㎡ 合計3,366㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

8番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 外3筆 田1,056㎡ 畑350㎡ 合計1,406㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

9番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 田 3,075㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

10番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 田 3,173㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

11番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 田 228㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

12番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 外1筆 田 合計1,756㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

13番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 田 304㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

14番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 外2筆 田 合計7,317㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

15番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 田 2,688㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

16番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さん外1名と▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 外3筆 田 合計1,240㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

17番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 外1筆 田 合計3,409㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

18番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんとお亡くなりになった▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 外2筆 田 合計2,738㎡を、賃借人の相続人の申出により、合意解約するものです。

19番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 外2筆 田 合計3,159㎡を、第三者と賃貸借賃借するため、合意解約するものです。

20番につきましては、賃貸人山形おきたま農業協同組合さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 外5筆 田 合計4,023㎡を、基盤整備事業により、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

21番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと山形おきたま農業協同組合さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 外5筆 田 合計4,023㎡を、基盤整備事業により、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

22番につきましては、賃貸人山形おきたま農業協同組合さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 田 107㎡を、基盤整備事業により、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

23番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと山形おきたま農業協同組合さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 田 107㎡を、基盤整備事業により、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

嶋貫農地係長

24番につきましては、賃貸人山形おきたま農業協同組合さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 外2筆 田 合計3,558㎡を、基盤整備事業により、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

25番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと山形おきたま農業協同組合さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 外2筆 田 合計3,558㎡を、基盤整備事業により、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

26番につきましては、賃貸人山形おきたま農業協同組合さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 外1筆 田 合計825㎡を、基盤整備事業により、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

27番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと山形おきたま農業協同組合さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 外1筆 田 合計825㎡を、基盤整備事業により、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

28番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 外2筆 田 合計5,363㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

29番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番 田 1,566㎡を、第三者へ賃貸借するため、合意解約するものです。

30番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんとお亡くなりになった■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番の一部 畑 396㎡を、解約手続きがもれていたため、合意解約するものです。

31番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲番▲▲ 外7筆 田15,719㎡を、第三者へ所有権移転するため、合意解約するものです。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

浅野委員

この案の2筆あって3筆目の枠が空白になっていてここに解約届け日を書いてあるけれども、その他を見ると書いてあったり書いてなかったり、逆のパターンがあるみたいですけど、理由があるのですか。

嶋貫農地係長

議案書の様式ですが11番でご説明いたします。この場合は土地が1筆でその隣の解約届出日、成立日、土地の引き渡し時期という事で、3つの日付が必要でして、それが同じ3月2日という事でそれぞれ日付が入っていますということで空白だから間違っているということではなくて、次の12番でいうと2筆の解約について解約の届出が3月2日、解約の成立が3月2日、引渡し日も3月2日ですという事で空白ですけれども、それぞれの申請はその土地の件数で右側には3種類の届出日が記載されているということでご認識いただければと思います。

議長（高橋会長） その他ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声が有りますので、報第5号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 確第1号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、確第1号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用許可制限例外の確認について、1件の願出がありましたので提案するものがあります。ご審査のうえ確認くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 農地法4条例外は、200㎡未満の農業施設については、転用の許可を要しない規定となっており、建築に際して、届出をいただき確認しているものです。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲番の一部 畑181㎡のうち一部の75㎡を農機具格納庫農業施設用地として利用しているため願出があったものです。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、10番小野博委員より、報告をお願いします。

10番（小野博委員） 3月18日に私と渡沢寿委員、大室事務局長、嶋貫係長の4名で4条例外現地確認に行っていました。この案件について申請のとおりであったことを確認してきたことをご報告いたします。

議長（高橋会長） この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員がおりますので、ここで、13番鈴木正徳委員の退席を求めます。

…………鈴木正徳委員 退席…………

議長（高橋会長） これより、本案件について、審議に入ります。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、願出のとおり確認することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 願出のとおり確認することが妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、願出のとおり確認することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、13番鈴木正徳委員の復席を求めます。

……………鈴木正徳委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、日程第7議第12号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第12号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し賃借権設定15件、使用貸借権設定2件、合計17件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番▲▲ 外1筆 田 合計4,313㎡について、新規の10年で、毎年10月31日支払、物納となっております。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番▲▲ 田 9,291㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 外5筆 田3,934㎡ 畑2,900㎡ 合計6,834㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 外1筆 田 合計4,807㎡について、新規の5年で、毎年10月31日支払、物納となっております。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 外5筆 田 合計10,901㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納

となっております。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番▲▲外3筆 田 合計6, 169㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

7番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番▲▲外1筆 現況樹園地 合計1, 337㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

8番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番▲▲外4筆 田 合計6, 282㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

9番につきましては、お亡くなりになった■■■■さんの相続人の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番▲▲外5筆 田3993.65㎡ 畑36㎡ 合計4, 029.65㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

10番につきましては、お亡くなりになった■■■■さんの相続人の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 田 525㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

11番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番▲▲外2筆 田 合計2, 738㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、物納となっております。

12番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 田 1, 222㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、物納となっております。

13番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番▲▲外1筆 田 合計2, 264㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、物納となっております。

14番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番▲▲ 畑 815㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

15番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 畑 211㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

16番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲外14筆 田385㎡ 畑7, 549㎡ 合計7, 934㎡を再設定の20年契約となっております。

- 嶋貫農地係長 17番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番 畑 732㎡を新規の20年契約となっております。
以上です。
- 議長（高橋会長） ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、議第12号1番、4番、14番及び15番の現地調査について、13番鈴木正徳委員より、報告をお願いします。
- 13番（鈴木正徳委員） 昨日現地調査を行ってまいりました。4番、14番、15番は昨年度より耕作がされておりまして、引き続きも作付けになると思えます。1番に関しては転作田として使用しているようで、毎年2回程度の草刈を行っているようです。申請農地は周辺農地への影響もありません。
- 議長（高橋会長） 次に、2番及び5番のうち▲▲地内の現地調査について、7番本間仁一委員より、報告をお願いします。
- 7番（本間仁一委員） 3月23日に現地調査をしてきました。申請地は全て耕作され周辺の農地に影響がないことを確認してまいりました。
- 議長（高橋会長） 次に、3番及び5番のうち▲▲地内の現地調査について、松田繁徳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 先日松田繁徳委員から電話を頂戴しまして、全ての案件について耕作されており周辺の農地に影響がないことを確認してきたとご報告をいただいております。
- 議長（高橋会長） 次に、6番の現地調査について、竹田壮芳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 本日の朝、竹田壮芳委員より電話を頂戴しまして、全ての土地について昨年度作付けされていた跡がありまして耕作されており、周辺農地に影響がないことを確認してきたとご報告をいただきました。
- 議長（高橋会長） 次に、7番の現地調査について、12番伊藤圭一委員より、報告をお願いします。
- 12番（伊藤圭一委員） 3月21日に確認してまいりました。字▲▲は田んぼだったのですが、永年転作田という事でぶどう畑になった場所です。
字▲▲についてもぶどう畑という事で申請地についてはこの2件ともに耕作されておりまして周辺農地に影響がないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長） 次に、8番、9番及び10番の現地調査については、私が調査いたしましたので、私から報告いたします。

議長（高橋会長） 3月21日に調査してまいりました。18番の■■■■さんの田んぼにつきましては綺麗に耕作されておりました。次に9番10番の▲▲の■■■■さんの相続人の■■■■さんの田んぼでございますけれども、実は何年か耕作放棄をしておりますして荒地状態でございます。■■■■さんにつきましてはこれからはできないという事で、隣の■■■■さんと■■■■さんをお願いをいたしまして、引き受けて頂きました。全て耕作放棄地状態でございますので、耕作放棄地を重機等を使って開墾するというような事で農林課と相談している状況でございます、これから何かの作付けを進めておりますので周辺農地には大変いい影響があると思っております。

議長（高橋会長） 次に、11番及び12番の現地調査について、高橋茂推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 高橋茂委員より3月22日に現地確認を行ってきたと報告を受けております。11番の農地の▲▲については排水がよくない場所で作付けはされておられません。転作をとして管理されており、その他については耕作がされているということで周辺農地に影響がないことを確認したということで報告をいただいております。

議長（高橋会長） 次に、13番の現地調査について、4番峠田一徳委員より、報告をお願いします。

13番（峠田一徳委員） 3月22日に13番の案件につきまして現地確認してまいりました。申請地は全てが耕作されておまして周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。

議長（高橋会長） 質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し3件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1番につきましては、▲▲の■■■■さん外1名が、▲▲の■■■■さんから▲▲字▲▲番▲▲ 畑 1,002㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、集落に接続する住宅の建築であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、▲▲の■■■■さん外1名が、▲▲の■■■■さんから▲▲字▲▲番▲▲ 畑 415㎡を所有権移転し、物置、雪押場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、既存敷地の拡張であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
3番につきましては、▲▲の■■■■さん外1名が、▲▲の■■■■さんと使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲番▲▲ 畑 224㎡に、一般住宅を建築するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長） ここで、議第13号1番から3番までの現地調査について、10番小野博委員より、報告をお願いします。

10番
(小野博委員) 圃場の現地確認報告を行います。3月18日に私と渡沢寿委員、大室事務局長、嶋貫係長の4名で圃場3件の現地確認を行いました。全ての案件について申請通りであることをご報告申し上げます。

議長 (高橋会長) お諮りいたします。
これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長 (高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長 (高橋会長) 本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長 (高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長 (高橋会長) 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長 (高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長 (高橋会長) 次に、日程第9議第14号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第14号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長 (高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1 番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲番▲▲登記地目が畑 221㎡が、平成7年から、■■■■氏の住宅敷地として利用され、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、10番小野博委員より、報告をお願いします。

10番（小野博委員） 非農地現地確認報告。3月18日に私と渡沢寿委員、大室事務局長、嶋貫係長の4名で非農地証明願の現地確認を行ってまいりました。この案件について申請通りであったことを報告申し上げます。

議長（高橋会長） この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員がおりますので、ここで、9番佐藤一志委員の退席を求めます。

……………佐藤一志委員 退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について、審議に入ります。
質疑、意見はございませんか。

12番（伊藤圭一委員） 所有者は■■■■くんですか。
嶋貫農地係長

経過をご説明申し上げます。■■■■さんが所有する農地で、近くの家の■■■■さんという方がいらっしゃって、家が昔から建っていたようで今までそのままになっていたが、■■■■さんが亡くなってご家族の方が色々相続の手続きをしているときに自分の家が建っている土地がないという話になり、■■■■さんの土地を使って建てて頂いていたということが判明したということで今回非農地で地目変更して■■■■さんにお譲りするという形のために申請がありました。農家の方でないこともあって宅地化しているので、そのままお譲りできないので非農地証明で地目変更するための申請という形になります。

議長（高橋会長） 他に質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、願出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員（多数）と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、9番佐藤一志委員の復席を求めます。

……………佐藤一志委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、日程第10議第15号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第15号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年3月12日付け農第1049号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、51件の賃借権の設定、1件の使用貸借権の設定、1件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 賃借権設定が51件で、計画面積が田131,240㎡、畑20,304.99㎡
樹園地9,068㎡の合計160,612.99㎡となっております。

また、使用貸借が1件で、計画面積が田2,036.91㎡、
所有権移転が1件で、計画面積が畑3,618.59㎡で、合計166,268.49㎡となっております。

賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきまして、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の畑9.99㎡外6筆の合計1,153.99㎡について、再設定の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

2番については、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田525㎡外5筆の合計6,855㎡について、再設定の10年で、12月31日支払、金納となっております。

次に、3番については、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田1,412㎡1筆について、再設定の10年で、11月30日支払、物納となっております。

4番については、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田819㎡1筆について、

再設定の10年で11月30日支払、物納となっております。

5番については、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田1, 763㎡外1筆の合計1, 863㎡について、再設定の10年で11月30日支払、物納となっております。

次に、6番から27ページの51番までの46件については、中間管理事業に伴う賃借権の設定でございます。

最初に、6番については、▲▲の■■■■■さんと「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の現況樹園地500㎡外1筆の合計1, 374㎡について、契約期間は令和3年5月31日から新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

これ以降、公益財団法人やまがた農業支援センターを農業支援センターと略して説明させていただきます。

次に、7番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の現況樹園地357㎡1筆について、契約期間は令和3年5月31日から新規の10年契約で12月20日支払、金納となっております。

次に、21ページの8番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の現況樹園地1, 979㎡1筆について、契約期間は令和3年5月31日から新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、9番について、▲▲の■■■■■さん外1名と「農業支援センター」との間で▲▲字▲▲番の現況樹園地2, 321㎡1筆について、契約期間は令和3年5月31日から新規10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、10番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の畑822㎡1筆について、契約期間は令和3年5月31日から新規10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、11番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の現況樹園地988㎡外1筆の合計2, 020㎡について、令和3年5月31日から新規10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、12番について、▲▲の亡き■■■■■さん相続人■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の現況樹園地1, 017㎡1筆について、令和3年5月31日から新規10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、13番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田7, 304㎡外10筆の合計10, 912㎡について、契約期間は令和3年4月1日から新規10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

14番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田5, 902㎡外1筆の合計9, 084㎡について、令和3年4月1日から新規10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、15番は▲▲の■■■■さん外1名と「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田2,003㎡外1筆の合計2,516㎡について、令和3年4月1日から新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、16番は▲▲の■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田2,955㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年、12月20日支払、金納となっております。

次に、17番は▲▲の亡き■■■■さん相続人■■■■さんと「農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田819㎡他3筆の合計3,879㎡について、令和3年4月1日から新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、18番は▲▲の■■■■さんと「農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲番の畑224㎡外3筆の合計2,318㎡について、令和3年4月1日から新規10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、19番について、▲▲の■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の畑251㎡外10筆の合計7,178㎡について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

20番について、▲▲の■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の畑495㎡外13筆の田402㎡、畑3,720㎡の合計4,122㎡について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、21番について、▲▲の■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の畑1,302㎡外4筆の田161㎡、畑3,205㎡の合計3,366㎡について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、22番について、▲▲の■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の畑350㎡外4筆の田1,056㎡、畑429㎡の合計1,485㎡について、新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、23番については、▲▲の■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の畑912㎡外2筆の合計1,479㎡について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

24番について、▲▲の■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田1,100㎡外10筆の合計9,576㎡について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、25番について、▲▲の■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田4,676㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の5年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、26番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田3, 075㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、27番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田2, 260㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、28番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田1, 426㎡外1筆の合計1, 524㎡について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、29番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田3, 173㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

30番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田228㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、31番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田796㎡外1筆の合計1, 756㎡について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

32番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田304㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

33番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の一部、田2, 000㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、12月20日支払、金納となっております。

34番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の一部、田6, 066㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、12月20日支払、金納となっております。

35番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田981㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、12月20日支払、金納となっております。

次に、36番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田1, 807㎡外2筆の合計7, 317㎡について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、37番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田2, 688㎡1筆について、

令和3年4月1日から新規の10年契約、12月20日支払、金納となっております。

次に、38番について、▲▲の■■■■■さん外1名と「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田8, 140㎡外3筆の合計11, 240㎡について、令和3年4月1日から新規の10年契約、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、39番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田2, 967㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、12月20日支払、金納となっております。

次に、40番について、▲▲の亡き■■■■■さん相続人■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田1, 182㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、12月20日支払、金納となっております。

次に、41番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田1, 518㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、12月20日支払、金納となっております。

次に、42番について、▲▲の亡き■■■■■さん相続人■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田1, 279㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、12月20日支払、金納となっております。

次に、43番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田3, 325㎡外1筆の合計3, 409㎡について、令和3年4月1日から新規の10年契約、12月20日支払、金納となっております。

次に、44番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田9, 131㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、12月20日支払、金納となっております。

45番について、▲▲の亡き■■■■■さん相続人■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田259㎡1筆について、令和3年4月1日から新規の10年契約、12月20日支払、金納となっております。

次に、46番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の田2, 982㎡外1筆の合計3, 441㎡について、新規の10年契約、12月20日支払、金納となっております。

次に、47番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田316㎡外5筆の合計4, 023㎡について、令和3年4月1日から新規の15年契約、12月20日支払、金納となっております。

次に、48番について、▲▲の■■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の現況田442㎡外2筆の合計3, 558㎡について、令和3年4月1日から新規15年契約、12月20日支払、金納となっております。

山内事務局長補佐

次に、49番について、▲▲の■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田107㎡1筆について、令和3年4月1日から新規15年契約、12月20日支払、金納となっております。

次に、50番について、▲▲の■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田505㎡外1筆の合計825㎡について、令和3年4月1日から新規の15年契約、12月20日支払、金納となっております。

最後に、51番について、▲▲の■■■■さん外1名と「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番の現況田535㎡外1筆の合計763㎡について、令和3年4月1日から新規の15年契約、12月20日支払、金納となっております。

52番は、▲▲の■■■■さんと「農業支援センター」との間で、▲▲字▲▲番▲▲の田230㎡外5筆の合計2,036.91㎡について、令和3年4月1日から新規10年契約となっております。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ▲▲字▲▲番▲▲の畑177㎡外5筆の合計3,618.59㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は口座振込となっております。

議長（高橋会長）

これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。
それでは、一括して審議することといたします。

議長（高橋会長）

本案件について、質疑、意見を求めます
質疑、意見はございませんか。

13番
（峠田一徳委員）

28ページの使用貸借権の設定という事で農業支援センターを通してということになっていますが、どういうメリットがあるのですか。

嶋貫農地係長

21ページの13番に同じ方の申請がございまして、こちら賃貸借になってございます。■■■■さんから申請をいただいた際にこの後の配分計画で■■■■さんが借受けすることにマッチングさせて頂いた案件なんです、作付できる部分と川沿いで条件が悪い所があってですね、転作しかしようがない場所という形もあって、合わせて借受けする方を探して頂きたいという申出があって、条件が悪い所は無償で、作付けできる場所は賃貸借という形で有償でということで土地によって分けさせて頂いたために賃貸借の部分と使用貸借の部分が出てきたというようなところでございまして、メリットというのは■■■■さんからみれば全部一括で機構に預かって頂けるというところで、借受けの方も耕作地も悪い所も含めて機構を通して正式に貸し

嶋貫農地係長 借りがつくというところで双方それなりのメリットがあるのかなと思っ
ているところでもあります。

議長（高橋会長） 他に、質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定す
ることが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決まし
ました。

議長（高橋会長） 次に、日程第11議第16号「農地中間管理事業に係る農用地利用
配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第16号「農地中間管理事業に係る農用
地利用配分計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年3月12日付け農第1050号で、南陽市長から
本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第
2項の規定により作成された農用地利用配分計画案について、同法第
19条第3項により意見を求められましたので、別紙のとおり提案す
るものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説
明を求めます。

山内事務局長補佐 32ページのN05の下から4行目から33ページの上から2行目ま
での6件が使用貸借権設定の申請であり、それを除く32ページの
N01から36ページのN015までの113件について、賃借権設定の申
請となります。

最初にN01の3件について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■
■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さん外1名で、▲▲字▲▲番の現況
樹園地500㎡外2筆の合計1,731㎡について、賃借権を設定す
るもので、契約期間は、令和3年5月31日から令和13年3月31
日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、N02について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、
貸付者は▲▲の■■■■■さん外1名で、▲▲字▲▲番の現況樹園地

2, 3 2 1 m² 1 筆について賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年5月31日から令和13年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、N03について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さん外2名で、▲▲字▲▲番の現況樹園地1, 9 7 9 m²外2筆の合計3, 7 8 9 m²について、賃借権を設定するもので、令和3年5月31日から令和13年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、N04について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さん外1名で、▲▲字▲▲番▲▲の現況樹園地1, 0 3 2 m²外1筆の合計2, 0 4 9 m²について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年5月31日から令和13年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

N05について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さんで、▲▲字▲▲番▲▲の田7, 3 0 4 m²外、下から5行目までの10筆の合計10, 9 1 2 m²について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年5月8日から令和13年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

また、同じく N05 の下から4行目から33ページの上から2行目までの6筆について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さんで、▲▲字▲▲番▲▲の田2 3 0 m²外5筆の合計2, 0 3 6. 9 1 m²について、使用賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年5月8日から令和13年3月31日までの10年となっております。

次に N06 について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さん外1名で、▲▲字▲▲番の田5, 9 0 2 m²外3筆の合計11, 6 0 0 m²について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年5月8日から令和13年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

次に34ページから35ページにわたり N09 の3件について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さんで、▲▲字▲▲番の田1, 1 0 0 m²外2筆の合計2, 3 0 9 m²について賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年5月8日から令和13年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

N010 について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さんで、▲▲字▲▲番▲▲の田2, 4 9 1 m² 1 筆について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年5月8日から令和13年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

N011 について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■■さんで、▲▲字▲▲番▲▲の田1, 5 4 1 m²外5筆の合計3, 2 7 0 m²について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年5月8日から令和13年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

山内事務局長補佐

N012 について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■さんで、▲▲字▲▲番▲▲の田1, 506㎡1筆について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年5月8日から令和13年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

N013 について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■さんで、▲▲字▲▲番▲▲の田4, 676㎡1筆について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年5月8日から令和8年3月31日までの5年、支払方法は、口座振替となっております。

次にN014について、区域名は全域、借受者はN013と同じく▲▲の■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■さん外2名で、▲▲字▲▲番の田9, 131㎡外3筆の合計12, 831㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年5月8日から令和8年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

次に35ページから36ページ渡り、N015の26件について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■さん外17名で、▲▲字▲▲番の田3, 075㎡外25筆の合計52, 967㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和3年5月8日から令和13年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、37ページをご覧ください。漆山地区の基盤整備事業分になります。

最初に、N01について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■さんで、▲▲字▲▲番▲▲の田316㎡外5筆の合計4, 023㎡について、賃借権を設定するもので、令和3年5月8日から令和18年2月29日までの15年、支払方法は、口座振替となっております。

次に、N02について、区域名は全域、借受者は▲▲の■■■■さん、貸付者は▲▲の■■■■さん外3名で、▲▲字▲▲番▲▲の現況田442㎡外7筆の合計5, 253㎡について、賃借権を設定するもので、令和3年5月8日から令和18年2月29日までの15年、支払方法は、口座振替となっております。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」

第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が4名おりますので、分割して審議したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは、始めに、議第16号32ページの2番の案件について、審議いたします。
ここで、7番 本間 仁一 委員の退席を求めます。

……………本間仁一委員 退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認める委員は挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、7番本間仁一委員の復席を求めます。

……………本間仁一委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第16号6番、13番及び14番の案件について、審議いたします。
ここで、13番鈴木正徳委員の退席を求めます。

……………鈴木正徳委員 退席……………

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、13番鈴木正徳委員の復席を求めます。

……………鈴木正徳委員 復席……………
議長（高橋会長） 次に、議第16号7番の案件について、審議いたします。
ここで、5番浅野厚司委員の退席を求めます。

……………浅野厚司委員 退席……………
議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………
議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします

……………全員挙手……………
議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、5番浅野厚司委員の復席を求めます。

……………浅野厚司委員 復席……………
議長（高橋会長） それではここで、議長を佐藤一志会長職務代理者に交代いたします。

……………佐藤会長職務代理者、議長席に移動……………
議長（佐藤会長職務代理者） 議長を交代いたしました。

議長（佐藤会長職務代理者） それでは、議第16号11番の案件について、審議いたします。
ここで、1番高橋善一委員の退席を求めます。

……………高橋善一委員 退席……………
議長（佐藤会長職務代理者） これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………
議長（佐藤会長職務代理者） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（佐藤会長職務代理者） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

- 議長（佐藤会長職務代理者） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、妥当である旨の意見を付することに決しました。
- 議長（佐藤会長職務代理者） ここで、1番高橋善一委員の復席を求めます。
- 議長（佐藤会長職務代理者） ……………高橋善一委員 復席……………
それでは、議長を高橋会長に交代いたします。
- 議長（高橋会長） ……………高橋会長、議長席に移動……………
議長を交代いたしました。
- 議長（高橋会長） これより、議第16号32ページの2番、6番、7番、11番、13番及び14番以外の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。
- 議長（高橋会長） ……………異議なし……………
異議なしと認めます。
それでは、一括して審議することといたします。
- 議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。
- 議長（高橋会長） ……………なしの声……………
「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
- 議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。
- 議長（高橋会長） ……………全員挙手……………
妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。
- 議長（高橋会長） 次に、日程第12議第17号「令和3年度南陽市農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書の提出について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第17号「令和3年度南陽市農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書の提出について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、市に対し農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するため、ご提案するものであります。ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

なお、本案につきましては、振興専門委員会で原案を作成し、農地・広報専門委員会、運営委員会、最適化推進会議において検討いただいた内容でございます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、峠田振興専門委員長の補足説明を求めます。

峠田振興専門委員長

前回の推進会議の中で指摘された部分につきまして、3ページの有害鳥獣対策についてのところと、別冊の5ページの真ん中辺の指摘を頂きまして、その後検討いたしまして、今回指摘したような意見書に訂正しておりますのでそれを審議いたしたいと思っております。

詳しいことは山内補佐より説明頂きます。

山内事務局長補佐
議長（高橋会長）

……………補足説明する……………

これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

議長（高橋会長）

質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、原案のとおり意見書を提出することについて、妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、原案のとおり意見書を提出することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第13議第18号「令和3年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第18号「令和3年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、来年度の南陽市農業委員会活動の方針等を策定するため、「基本方針」、「活動方針」及び「活動計画」をご提案するものであります。

なお、この方針案につきましては、振興専門委員会において原案を作成し、最適化推進会議でご検討いただいたものでございます。

ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

令和3年度南陽市農業委員会活動方針（案）につきましては、これまで振興専門委員会で協議、作成しました原案を、2月の運営委員会及び最適化推進会議でご承認いただき、本日、総会にご提案申し上げます。

初めに活動方針（案）につきまして、ご説明を申し上げます。

1番の基本方針については、最新の国の農業情勢に係る情報について、これまでのものに加筆、修正を加えております。

2番の活動方針につきましては、農業委員会としてこれまでと大きく変わることはありませんので、前年度と同様の①～⑥を方針で進めてまいりたいと考えております。時間の都合で読み上げいたしませんのでご覧いただきたいと思います。

活動計画（案）につきまして、ご説明を申し上げます。

活動計画についても、農業委員会としてこれまでと大きく変わることはありませんので、例年どおりの活動内容とさせていただきます。

来年度においては、次回の改選に向け組織運営検討委員会の開催を予定しております。この分は「1会議の開催⑧その他の会議」に含ませていただき、引き続き次年度も、今年度同様に活動を進めてまいりたいと考えております。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

議長（高橋会長）

質疑、意見はありませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の案件について、原案のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

………全員挙手………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案は、原案のとおり決定することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第14承第1号「事務局職員の任免について」を上程いたします。
ここで、事務局長以外の職員の退席を求めます。

……………事務局職員 退席……………

議長（高橋会長） 提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、承第1号「事務局職員の任免について」の提案理由を申し上げます。
事務局職員の任免につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項で、農業委員会が任免すると規定されております。
このことから委員会の承認を求めるものでございます。
なお、職員への内示につきましては、本日24日の午後となっておりますので、それまでの取り扱いについては、ご配慮を賜りたいと存じます。
内容につきましては、会長より申し上げます。

議長（高橋会長） それでは私より申し上げます。
昨日、市長より内示がございました。
結果につきましては、別紙のとおりです。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声が有りますので、承第1号は承認いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） ここで事務局職員の復席を求めます。

……………事務局職員 復席……………

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和3年3月18日付け南農委告示第3号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。